

ヤミ金融に「ズ」用心!!

9月1日から『ヤミ金融対策法』一部施行

『ヤミ金融』の高金利貸付けによる厳しい取り立ては、深刻な社会問題となつていきます。これに対処するため、先の国会で『ヤミ金融対策法』（貸金業規制法及び出資法等の一部改正法）が成立し、9月1日から一部施行されます。

『ヤミ金融』は借りた本人はもちろん、家族や親族までも破滅に追い込みます。甘い言葉に誘われてヤミ金融のワナにはまることのないよう、十分に気をつけ『ヤミ金融からは絶対に借りない』ということが大切です。

『ヤミ金融対策法』の主な内容

(2)、(3)、(5)は9月1日施行。そのほかは平成16年1月1日施行

①貸金業登録制度の強化

貸金業登録の審査について、申請者等の本人確認を義務化するとともに、人的要件（例えば暴力団員の排除）の強化や財産的要件の追加、各営業店への主任者の設置の義務付けなど、さらに厳格な登録審査を行うこととなりました。

②罰則の大幅な引上げ

高金利貸付け、無登録営業に関する罰則が大幅に引き上げられました。また、高金利を要求する行為そのものも罰則の対象となりました。

高金利違反▼5年以下の懲役、1千万円（法人の場合3千万円）以下の罰金

無登録営業▼5年以下の懲役、1千万円（法人の場合1億円）以下の罰金

③違法な広告、勧誘行為の規制

無登録業者の広告、勧誘行為について罰則が適用されるようになりました。（百万円以下の罰金）

④違法な取立行為の規制強化

正当な理由のない夜間の取り立て、勤務先等居室以外への電話や訪問、第三者への弁済の要求など、行ってはならない取立行為の具体例が法律で明確にされ、罰則も引き上げられました。（2年以下の懲役、3百万円以下の罰金・無登録業者の行為も罰則の対象）

⑤高金利貸付契約の無効化

年利109・5%（日0・3%）を超える利息での貸付契約は無効となり、利息については一切支払う必要がありません。

ヤミ金融とは

貸金業を営もうとする場合は、貸金業規制法（貸金業の規制等に関する法律）の規定で、都道府県知事への登録を行わなければならない。この登録を行わずに貸金業を営む業者を「ヤミ金融」と呼んでいました。

最近では、登録を行っていても実際には出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）に規定されている上限金利を超えた高金利で貸付を行っている悪質な業者もいますので、これらを総称して「ヤミ金融」といいます。

ヤミ金融の特徴は

一つは、高金利ということ。出資法の金利規制では年29・2%（元本1万円につき1日8円の利息）を超える金利を取ると罰せられますが、ヤミ金融はこれをはるかに上回る高金利で貸付を行っており、「トゴ」（10日間で5割、年82%）を取っているとところもあります。例えばヤミ金融で10万円を借りると金利だけでも年180万円を超えてしまいます。

もう一つは、暴力的・脅迫的な取り立てを行うことです。その対象は本人だけでなく、家族や親族、勤務先など広範囲におよびます。

ヤミ金融に手を出すと

ヤミ金融から一旦お金を借りると、高金利の上に返済が滞ると厳しい取り立てにあい、その返済金を工面するために別のヤミ金融からの借金を繰り返して多重債務者となるケースがほとんどです。その結果、最後は自己破産に追い込まれる人が増えています。

このように、ヤミ金融からお金を借りると、ほとんどの場合悲惨な生活を強いられることになりま。そのような業者がヤミ金融なのか、きちんと見極めて、ヤミ金融には手を出さないことが大切です。

